

新旧対照表（公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について（平成 16 年 3 月 19 日付基発第 0319009 号））

新	旧
<p>I 整備法関係</p> <p>1 労働安全衛生法の一部改正関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録検査・検定機関の登録（第 46 条等関係） <u>（削除）</u></p> <p>① <u>審査・検査・検定員（第 3 項第 2 号関係）</u></p> <p>ア <u>審査・検査・検定員の数</u> 安衛法別表第 4 の 2、第 6、第 9 及び第 12 に定める<u>審査・検査・検定員の数</u>については、実施を予定する年間の<u>審査・検査・検定件数</u>を除することとされている数で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）であること。</p> <p>イ <u>審査・検査・検定員の条件</u> 安衛法別表第 4 の 2、第 6、第 9、第 12 及び第 15 に定める<u>審査・検査・検定員の条件</u>における「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、別添 2 に掲げる者及び次に掲げる者が該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>安衛法別表第 4 の 2 第一号ハの「同等以上の知識経験を有する者」は、独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（工学に関する学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「特定学士等」という。）で、同表第一号イに掲げる研修を修了したもの</u> ・ <u>安衛法別表第 6 第一号ハの「同等以上の知識経験を有する者」は、特定学士等で、同表第一号イに掲げる研修を修了したもの</u> 	<p>I 整備法関係</p> <p>1 労働安全衛生法の一部改正関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録検査・検定機関の登録（第 46 条等関係）</p> <p>① <u>登録の申請（第 1 項関係）</u> 本項の「<u>製造時等検査を行おうとする者</u>」は、<u>法人又は個人であること。</u></p> <p>② <u>検査・検定員（第 3 項第 2 号関係）</u></p> <p>ア <u>検査・検定員の数</u> 安衛法別表第 6、第 9 及び第 12 に定める<u>検査・検定員の数</u>については、実施を予定する年間の<u>検査・検定件数</u>を除することとされている数で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）であること。</p> <p>イ <u>検査・検定員の条件</u> 安衛法別表第 6、第 9、第 12 及び第 15 に定める<u>検査・検定員の条件</u>における「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、別添 2 に掲げる者及び次に掲げる者が該当すること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>安衛法別表第 6 第一号(三)の「同等以上の知識経験を有する者」は、独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（工学に関する学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者</u>

- ・ 安衛法別表第9各項の「同等以上の知識経験を有する者」は、それぞれ特定学士等で、それぞれの項第一号に掲げる経験を有し、かつ、研修を修了したもの又はそれぞれの項第二号に掲げる研修を修了したもの
- ・ 安衛法別表第12別表第三第一号に掲げる機械等の項第三号の「同等以上の知識経験を有する者」は、特定学士等で、同項第一号に掲げる経験を有するもの
- ・ 安衛法別表第12別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等の項第五号の「同等以上の知識経験を有する者」は、特定学士等で、同項第一号に掲げる経験を有し、かつ、研修を修了したもの又は同項第二号に掲げる研修を修了したもの
- ・ 安衛法別表第15第一号(三)の「同等以上の知識経験を有する者」は、特定学士等で、同表第一号に掲げる経験を有するもの

ウ 登録設計審査等機関の審査員及び検査員

安衛法別表第4の2及び第6に定める学科研修については、各表第一号の研修を行う機械等を対象に実施するものであり、各科目全般について習熟させる観点から、科目別標準時間数を別添3に示すものであること。また、設計審査実習については、登録した機械等の区分のうち代表的な種類について、検査実習については、登録した機械等の区分ごとに機械の種類全般について、それぞれ実習すること。

エ・オ (略)

② 審査長・検査長・主任検定員 (第3項第3号関係)

上記①の審査・検査・検定員とは別に、本号に規定する知識経験を有する者(以下「審査長・検査長・主任検定員」という。)が必要であり、審査長・検査長・主任検定員は、審査・検査・検定の業務に関し、次の業務を統括管理していること。

ア 関係法令及び業務規程に規定された審査・検査・検定の方

(以下「特定学士等」という。)で、同表第一号(一)に掲げる研修を修了したもの

- ・ 安衛法別表第9各項の「同等以上の知識経験を有する者」は、それぞれ特定学士等で、それぞれの項第一号に掲げる経験を有し、かつ、研修を修了したもの又はそれぞれの項第二号に掲げる研修を修了したもの
- ・ 安衛法別表第12別表第三第一号に掲げる機械等の項第三号の「同等以上の知識経験を有する者」は、特定学士等で、同項第一号に掲げる経験を有するもの
- ・ 安衛法別表第12別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等の項第五号の「同等以上の知識経験を有する者」は、特定学士等で、同項第一号に掲げる経験を有し、かつ、研修を修了したもの又は同項第二号に掲げる研修を修了したもの
- ・ 安衛法別表第15第一号(三)の「同等以上の知識経験を有する者」は、特定学士等で、同表第一号に掲げる経験を有するもの

ウ 登録製造時等検査機関の検査員

安衛法別表第6に定める学科研修については、各科目全般について習熟させる観点から、科目別標準時間数を別添3に示すものであること。また、検査実習についても、区分ごとに機械の種類全般について実習すること。

エ・オ (略)

③ 検査長・主任検定員 (第3項第3号関係)

上記②の検査・検定員とは別に、本号に規定する知識経験を有する者(以下「検査長・主任検定員」という。)が必要であり、検査長・主任検定員は、検査・検定の業務に関し、次の業務を統括管理していること。

ア 関係法令及び業務規程に規定された検査・検定の基準等に

法・基準等に基づき、適正な検査・検定が行われるよう審査・検査・検定員の指揮を行うこと。

イ 審査・検査・検定業務に関する監査指導を行うこと。

ウ 審査・検査・検定員の研修を行うこと。

なお、安衛法別表第4の3、第7、第10、第13及び第16に定める検査・検定員の条件における「同等以上の知識経験を有する者」は、別添6に掲げる者及び次に掲げる者が該当すること。

- ・ 安衛法別表第4の3第三号、第7第三号、別表第10第三号、別表第13第三号及び別表第16第三号の「同等以上の知識経験を有する者」は、それぞれ特定学士等で、それぞれの表第一号に掲げる経験を有するもの

③ 登録簿に記載する事項（第4項関係）

本項第3号の「事務所」とは、審査・検査・検定員が配置され、審査・検査・検定を実施することができる体制にある事務所（以下「検査・検定事務所」という。）をいうこと。

(4) 登録検査・検定機関の義務等（第47条等関係）

本条第3項の「公正」とは、特定の者を不当に差別的に取り扱わないことであること。公正でない行為の具体例としては、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関（以下「登録検査・検定機関」という。）が特定の取引関係のある者に対して検査料に差を設けること、受検者によって検査・検定の結果に異なる判定基準を適用することなどがあること。

（削除）

(5) 業務規程（第48条等関係）

新たに登録を受けようとする者については、整備法附則第5条第1項の規定により、整備法施行前においても業務規程の届出を行うことができること。また、既に指定を受けている機関は、整備法附則第5条第2項の規定により、登録を受けているものとみな

基づき、適正な検査・検定が行われるよう検査・検定員の指揮を行うこと。

イ 検査・検定業務に関する監査指導を行うこと。

ウ 検査・検定員の研修を行うこと。

なお、安衛法別表第7、第10、第13及び第16に定める検査・検定員の条件における「同等以上の知識経験を有する者」は、別添6に掲げる者及び次に掲げる者が該当すること。

- ・ 安衛法別表第7第三号、別表第10第三号、別表第13第三号及び別表第16第三号の「同等以上の知識経験を有する者」は、それぞれ特定学士等で、それぞれの表第一号に掲げる経験を有するもの

④ 登録簿に記載する事項（第4項関係）

本項第3号の「事務所」とは、検査・検定員が配置され、検査・検定を実施することができる体制にある事務所（以下「検査・検定事務所」という。）をいうこと。

(4) 登録検査・検定機関の義務等（第47条等関係）

① 本条第3項の「公正」とは、特定の者を不当に差別的に取り扱わないことであること。公正でない行為の具体例としては、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関（以下「登録検査・検定機関」という。）が特定の取引関係のある者に対して検査料に差を設けること、受検者によって検査・検定の結果に異なる判定基準を適用することなどがあること。

② 本条第3項の「第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るものに適合する方法」は、別途示すものであること。

(5) 業務規程（第48条等関係）

新たに登録を受けようとする者については、整備法附則第5条第1項の規定により、整備法施行前においても業務規程の届出を行うことができること。また、既に指定を受けている機関は、整備法附則第5条第2項の規定により、登録を受けているものとみな

されることとなるが、当該機関が登録機関（登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関及び登録教習機関をいう。以下同じ。）となるためには、業務規程の内容を変更することが必要となるため、整備法施行前において業務規程の変更の届出ができることとすること。これらの場合において、業務規程の内容はⅢの第2の2の（5）又は（12）によるものであること。

（6）財務諸表等の備付け及び閲覧等（第50条等関係）

① 本条の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書は、登録機関が審査、検査、検定、技能講習又は教習（以下「検査等」という。）以外の事業を行っている場合には、登録機関が法人であるときは、当該事業も含めた法人全体の財務の状況を、登録機関が個人であるときは、当該事業も含めた個人全体の財務の状況を明らかにしたものであること。

また、検査等の業務に係る会計は、他の業務に係る会計とは区分されていることが必要であること。

② 審査・検査・検定については、本条の営業報告書又は事業報告書は、登録を受けた事業の内容が明らかになっているもので足りるものであり、登録を受けた審査・検査・検定の区分ごとに次の事項が記載されていなければならないこと。

ア 検査・検定事務所ごとの審査・検査・検定員の数

イ 検査・検定事務所ごとの審査・検査・検定件数

ウ 検査・検定事務所ごとの審査・検査・検定の合格件数

エ 検査・検定事務所ごとの審査・検査・検定による審査・検査・検定料金の収入

③～⑤ （略）

（7）改善命令（第52条の2等関係）

本条に規定する登録機関が公正な検査等を実施しなかった場合に当該登録機関に命ずる「業務の方法の改善に関し必要な措置」には、受検者又は受講者に対し検査等の結果が無効であることを通知させること、法第47条第3項等に定める方法による審査・検査・検定や、再審査、再検査、再検定、再講習又は再教習を命ずる

されることとなるが、当該機関が登録機関（登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関及び登録教習機関をいう。以下同じ。）となるためには、業務規程の内容を変更することが必要となるため、整備法施行前において業務規程の変更の届出ができることとすること。これらの場合において、業務規程の内容はⅢの第2の2の（5）又は（12）によるものであること。

（6）財務諸表等の備付け及び閲覧等（第50条等関係）

① 本条の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書は、登録機関が検査、検定、技能講習又は教習（以下「検査等」という。）以外の事業を行っている場合には、登録機関が法人であるときは、当該事業も含めた法人全体の財務の状況を、登録機関が個人であるときは、当該事業も含めた個人全体の財務の状況を明らかにしたものであること。

また、検査等の業務に係る会計は、他の業務に係る会計とは区分されていることが必要であること。

② 検査・検定については、本条の営業報告書又は事業報告書は、登録を受けた事業の内容が明らかになっているもので足りるものであり、登録を受けた検査・検定の区分ごとに次の事項が記載されていなければならないこと。

ア 検査・検定事務所ごとの検査・検定員の数

イ 検査・検定事務所ごとの検査・検定件数

ウ 検査・検定事務所ごとの検査・検定の合格件数

エ 検査・検定事務所ごとの検査・検定による検査・検定料金の収入

③～⑤ （略）

（7）改善命令（第52条の2等関係）

本条に規定する登録機関が公正な検査等を実施しなかった場合に当該登録機関に命ずる「業務の方法の改善に関し必要な措置」には、受検者又は受講者に対し検査等の結果が無効であることを通知させること、再検査、再検定、再講習又は再教習を命ずることを含むものであること。

ことを含むものであること。

(8) (略)

2 (略)

II・III (略)

第2 細部事項

1 (略)

2 製造時等検査代行機関等に関する規則の一部改正関係

(1)～(4) (略)

(5) 登録検査・検定機関に係る業務規程（第1条の6関係（第6条、第15条及び第19条の7も同旨））

(削除)

① 本条第2項第10号（第6条及び第15条については第2項第9号）の「審査・検査（検定）の業務に関し必要な事項」には、次の事項を含めたものについて定める必要があること。

ア 利害関係者に係る審査・検査・検定についての事項

利害関係者とは、営利法人にあつては、親会社、子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同条第5項に規定する関連会社をいう。）、役職員を派遣し又は受け入れている会社及び登録検査・検定機関の役職員が当該役職員になる前2年間に勤務していた会社等をいい、審査・検査・検定の公正性を確保する観点から、これらの利害関係者の審査・検査・検定を行うことは適当ではないことから、当該検査等を行わないことが必要であること。

なお、登録性能検査機関が所有する特定機械等についても、自ら性能検査を行わないこと。

イ～エ (略)

② 登録の申請を行う際に、業務規程届出書を同時に提出しても差し支えないものであること。

(8) (略)

2 (略)

II・III (略)

第2 細部事項

1 (略)

2 製造時等検査代行機関等に関する規則の一部改正関係

(1)～(4) (略)

(5) 登録検査・検定機関に係る業務規程（第1条の6関係（第6条、第15条及び第19条の7も同旨））

① 本条第2項第1号の「検査（検定）の実施方法」は、Iの1の(4)の②によるものであること。

② 本条第2項第9号（第19条の7については第2項第10号）の「検査（検定）の業務に関し必要な事項」には、次の事項を含めたものについて定める必要があること。

ア 利害関係者に係る検査・検定についての事項

利害関係者とは、営利法人にあつては、親会社、子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同条第5項に規定する関連会社をいう。）、役職員を派遣し又は受け入れている会社及び登録検査・検定機関の役職員が当該役職員になる前2年間に勤務していた会社等をいい、検査・検定の公正性を確保する観点から、これらの利害関係者の検査・検定を行うことは適当ではないことから、当該検査等を行わないことが必要であること。

なお、登録性能検査機関が所有する特定機械等についても、自ら性能検査を行わないこと。

イ～エ (略)

③ 登録の申請を行う際に、業務規程届出書を同時に提出しても差し支えないものであること。

③ 複数の区分にわたる登録を受けた場合の業務規程の取扱い
登録検査・検定機関が、すでに登録を受けた検査・検定以外の区分の登録を受けた場合には、既に届け出た業務規程に新たな登録を受けたことにより必要となった事項を変更又は追加することとして差し支えないこと。なお、この場合には、業務規程の変更届として取り扱うこと。

④ 登録設計審査等機関については、①から③のほか、次のとおり取り扱うこと。

第1条の6第2項第6号の「刻印に関する事項」については、刻印として製造時等検査実施者を表す文字等を定めておくこと。

⑤ 登録性能検査機関については、①から③のほか、次のとおり取り扱うこと。

第6条第2項第5号の「検査証の有効期間の更新に関する事項」とは、Iの1の(4)の②の別途示す方法に基づき、実施した性能検査の結果に基づいて有効期間を更新する手続を定めるものであること。この場合、検査の結果を踏まえて有効期間の短縮又は延長を行うことがある場合には、あらかじめその基準を定めておくものであること。

⑥ 登録個別検定機関については、①から③のほか、次のとおり取り扱うこと。

第15条第2項第5号の「刻印又は刻印を押した銘板に関する事項」については、機械等検定規則（以下「検定則」という。）第5条第2項に定めるとおり、刻印として個別検定実施者を表す文字等を定めておくこと。

⑦ 登録型式検定機関については、①から③のほか、次のとおり取り扱うこと。

ア～ウ（略）

(6) 業務の休廃止等の届出（第1条の7関係（第7条、第16条、第19条の8及び第23条の2も同旨））

①（略）

② 本条（第23条の2を除く。）第3項については、審査・検査・

④ 複数の区分にわたる登録を受けた場合の業務規程の取扱い
登録検査・検定機関が、すでに登録を受けた検査・検定以外の区分の登録を受けた場合には、既に届け出た業務規程に新たな登録を受けたことにより必要となった事項を変更又は追加することとして差し支えないこと。なお、この場合には、業務規程の変更届として取り扱うこと。

⑤ 登録製造時等検査機関については、①から④のほか、次のとおり取り扱うこと。

第1条の6第2項第5号の「刻印又は製造時等検査済の印の押印に関する事項」については、刻印として製造時等検査実施者を表す文字等を定めておくこと。

⑥ 登録性能検査機関については、①から④のほか、次のとおり取り扱うこと。

第6条第2項第5号の「検査証の有効期間の更新に関する事項」とは、Iの1の(4)の②の別途示す方法に基づき、実施した性能検査の結果に基づいて有効期間を更新する手続を定めるものであること。この場合、検査の結果を踏まえて有効期間の短縮又は延長を行うことがある場合には、あらかじめその基準を定めておくものであること。

⑦ 登録個別検定機関については、①から④のほか、次のとおり取り扱うこと。

第15条第2項第5号の「刻印又は刻印を押した銘板に関する事項」については、機械等検定規則（以下「検定則」という。）第5条第2項に定めるとおり、刻印として個別検定実施者を表す文字等を定めておくこと。

⑧ 登録型式検定機関については、①から④のほか、次のとおり取り扱うこと。

ア～ウ（略）

(6) 業務の休廃止等の届出（第1条の7関係（第7条、第16条、第19条の8及び第23条の2も同旨））

①（略）

② 本条（第23条の2を除く。）第3項については、検査・検定

検定の結果が設置又は流通段階等における機械等の安全性の確認のために必要となることから、審査・検査・検定の業務の全部又は一部を廃止し、又は取り消されたときにおいては、厚生労働大臣に帳簿の写しを検査にあっては3年（移動式の特定機械等の製造時等検査にあっては保存されているすべての帳簿の写し）、検定にあっては10年分提出させるものであること。

(7) 審査・検査・検定員の選任等（第1条の8関係（第8条、第17条及び第19条の9も同旨））

- ① 本条第1項の「経歴を記載した書面」については、審査・検査・検定員が作成した経歴書に最終学歴及び実務経験の履歴があること。
- ② 登録の申請を行う際に、審査員・検査員（検定員）選任届出書を同時に提出しても差し支えないものであること。

(8) 登録検査・検定機関に係る帳簿（第1条の9、第10条、第18条及び第19条の11関係）

- ① 第1条の9第5号、第10条第7号及び第18条第5号の「審査・検査（検定）の結果」については、合否のみならず、不合格であった場合には、その理由も記載しておくものであること。
- ②～④ （略）

(9) 設計審査等の業務の引継ぎ等（第1条の10関係（第10条の2、第19条及び第19条の11の2も同旨））

- ① 本条の引継ぎについては、登録検査・検定機関が保存する審査・検査・検定の書類が、国が実施することとなる審査・検査・検定に必要となることから、法第53条の2第1項に規定する場合においては、当該登録検査・検定機関の検査・検定事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に帳簿及び書類を引き継ぐものであること。
- ② 本条第2号の「書類」については、第1条の6第2項第8号等に規定する業務規程に基づき保存している検査・検定に関する書類があること。

(10) ～ (16) （略）

の結果が設置又は流通段階等における機械等の安全性の確認のために必要となることから、検査・検定の業務の全部又は一部を廃止し、又は取り消されたときにおいては、厚生労働大臣に帳簿の写しを検査にあっては3年、検定にあっては10年分提出させるものであること。

(7) 検査・検定員の選任等（第1条の8関係（第8条、第17条及び第19条の9も同旨））

- ① 本条第1項の「経歴を記載した書面」については、検査・検定員が作成した経歴書に最終学歴及び実務経験の履歴があること。
- ② 登録の申請を行う際に、検査員（検定員）選任届出書を同時に提出しても差し支えないものであること。

(8) 登録検査・検定機関に係る帳簿（第1条の9、第10条、第18条及び第19条の11関係）

- ① 第1条の9第5号、第10条第7号及び第18条第5号の「検査（検定）の結果」については、合否のみならず、不合格であった場合には、その理由も記載しておくものであること。
- ②～④ （略）

(9) 製造時等検査等の業務の引継ぎ等（第1条の10関係（第10条の2、第19条及び第19条の11の2も同旨））

- ① 本条の引継ぎについては、登録検査・検定機関が保存する検査・検定の書類が、国が実施することとなる検査・検定に必要となることから、法第53条の2第1項に規定する場合においては、当該登録検査・検定機関の検査・検定事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に帳簿及び書類を引き継ぐものであること。
- ② 本条第2号の「書類」については、第1条の6第2項第7号等に規定する業務規程に基づき保存している検査・検定に関する書類があること。

(10) ～ (16) （略）

<p>3・4 (略)</p> <p>IV (略)</p> <p><u>(その他、別添2、別添3及び別添6をそれぞれ別添のとおり改正)</u></p>	<p>3・4 (略)</p> <p>IV (略)</p>
--	------------------------------

新旧対照表（ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正（指定外国検査機関関係）について（平成 28 年 9 月 30 日付け基発 0930 第 34 号））

新	旧
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 詳細事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 実施義務（登録省令第 1 条の 15 関係）</p> <p>第 3 項の「証明書作成の実施方法」については、次に掲げる事項を含むこと。</p> <p>ア <u>労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製造時等検査の方法（令和 8 年厚生労働省告示第 121 号）、労働安全衛生法第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める個別検定の方法（令和 8 年厚生労働省告示第 122 号）、労働安全衛生法第五十四条の二において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める型式検定の方法（令和 8 年厚生労働省告示第 107 号）等で定められている検査及び検定の項目、方法、判定基準等に従って証明書作成業務を行う方法</u></p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 詳細事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 実施義務（登録省令第 1 条の 15 関係）</p> <p>第 3 項の「証明書作成の実施方法」については、次に掲げる事項を含むこと。</p> <p>ア <u>平成 17 年 4 月 1 日付け基発第 0401035 号「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」の別紙で定められている検査項目、検査の方法、判定基準等に従って証明書作成業務を行う方法</u></p> <p>イ (略)</p> <p>4 (略)</p>

新旧対照表（労働安全衛生法に基づく設計審査等の業務を自ら行う都道府県労働局長の変更について（平成 29 年 3 月 10 日付け基発 0310 第 2 号））

新	旧
<p data-bbox="264 316 1048 395">労働安全衛生法に基づく<u>設計審査等</u>の業務を自ら行う都道府県労働局長の変更について</p> <p data-bbox="203 459 1099 874">労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 53 条の 2 第 1 項により、都道府県労働局長は、<u>登録設計審査等機関</u>（以下「登録機関」という。）として登録を受ける者がいないときその他必要があると認めるときは、<u>法第 37 条第 3 項に規定する設計審査及び法第 38 条第 1 項に規定する製造時等検査</u>（以下「検査等」という。）の業務の全部又は一部を自ら行うことができるとされており、都道府県労働局長が<u>検査等</u>の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、法第 112 条の 2 第 1 項第 6 号等に基づき、必要な事項を<u>インターネットその他の方法の適切な方法により公示</u>しなければならないこととされている。</p> <p data-bbox="203 938 1099 1161">今般、<u>検査等</u>の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該<u>検査等</u>の業務の範囲及び期間等を<u>インターネット等により公示することとしたところ</u>である。各都道府県労働局長におかれては、下記事項について周知徹底を図るとともに、<u>検査等</u>の業務に遺漏なきを期されたい。</p> <p data-bbox="640 1233 674 1257">記</p> <p data-bbox="215 1281 315 1305">1 趣旨</p> <p data-bbox="203 1329 1099 1401">従来、多くの都道府県において登録機関が存在しないこと、また、登録機関である事務所の実施体制が十分でなかったことから、一部の都道</p>	<p data-bbox="1176 316 1960 395">労働安全衛生法に基づく<u>製造時等検査</u>の業務を自ら行う都道府県労働局長の変更について</p> <p data-bbox="1131 459 2027 922">労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 53 条の 2 第 1 項により、都道府県労働局長は、<u>登録製造時等検査機関</u>（以下「登録機関」という。）として登録を受ける者がいないときその他必要があると認めるときは、<u>特別特定機械等（ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。以下同じ。））に係る製造時等検査</u>（以下「検査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行うことができるとされており、都道府県労働局長が<u>検査</u>の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、法第 112 条の 2 第 1 項第 6 号等に基づき、必要な事項を<u>官報で告示</u>しなければならないこととされている。</p> <p data-bbox="1131 938 2027 1114">今般、<u>令和 2 年度に検査</u>の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該<u>検査</u>の業務の範囲及び期間等について告示されたところである。各都道府県労働局長におかれては、下記事項について周知徹底を図るとともに、<u>検査</u>の業務に遺漏なきを期されたい。</p> <p data-bbox="1568 1233 1601 1257">記</p> <p data-bbox="1131 1281 1355 1305">1 趣旨及び概要</p> <p data-bbox="1131 1329 2027 1401">従来、多くの都道府県において登録機関が存在しないこと、また、登録機関である事務所の実施体制が十分でなかったことから、一部の都道</p>

府県労働局長が検査等の業務の全部を自ら行ってきたところである。

今般、都道府県労働局長の管内において、登録機関のみによる検査等の業務を実施できる体制が確保できた場合、これらの都道府県労働局（以下「該当労働局」という。）を厚生労働省のホームページ等のインターネットで公表し、当該労働局の局長が自ら行っていた検査等の業務の全部又は一部を行わないものとする。

(削除)

府県労働局長が検査の業務の全部を自ら行ってきたところである。

今般、下記2（1）の都道府県労働局長の管内において、登録機関のみによる検査の業務を実施できる体制が確保できたため、順次、これらの都道府県労働局長（以下「該当労働局長」という。）が自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする。

2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等

(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「停止期日」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。

ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

岐阜労働局：平成30年7月1日

愛知労働局：平成30年7月1日

三重労働局：平成31年1月1日

滋賀労働局：平成29年10月1日

京都労働局：平成29年7月1日

大阪労働局：平成29年4月1日

兵庫労働局：平成30年1月1日

奈良労働局：平成29年4月1日

和歌山労働局：平成29年4月1日

徳島労働局：令和3年1月1日

香川労働局：令和元年10月1日

愛媛労働局：令和元年10月1日

高知労働局：令和元年10月1日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

<p>2 停止期日以降、該当労働局長において、引き続き実施する業務 以下の業務については、<u>該当労働局の局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする期日（以下「停止期日」という。）</u>以降も引き続き<u>該当労働局の局長</u>が実施するものであること。</p> <p>(1) 法第 37 条第 1 項に基づく<u>特定機械等の製造許可</u>及びボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「ボイラー則」という。）第 4 条等に基づく製造許可に係る変更報告に関する</p>	<p><u>北海道労働局</u>：平成 30 年 4 月 1 日 <u>宮城労働局</u>：平成 29 年 4 月 1 日 <u>埼玉労働局</u>：平成 29 年 10 月 1 日 <u>千葉労働局</u>：令和 3 年 1 月 1 日 <u>東京労働局</u>：令和元年 10 月 1 日 <u>神奈川労働局</u>：令和 3 年 1 月 1 日 <u>長野労働局</u>：平成 30 年 4 月 1 日 <u>静岡労働局</u>：平成 30 年 4 月 1 日 <u>鳥取労働局</u>：令和元年 10 月 1 日 <u>島根労働局</u>：令和元年 10 月 1 日 <u>岡山労働局</u>：令和 2 年 1 月 1 日 <u>広島労働局</u>：平成 30 年 4 月 1 日 <u>福岡労働局</u>：平成 30 年 4 月 1 日 <u>佐賀労働局</u>：令和元年 7 月 1 日 <u>長崎労働局</u>：令和元年 7 月 1 日 <u>熊本労働局</u>：令和元年 7 月 1 日</p> <p>(2) <u>停止期日に係る経過措置</u> <u>停止期日以降は、該当労働局長は検査の申請書を受理しないこと。ただし、停止期日より前に検査の申請を受け付けた場合は、停止期日以降であっても該当労働局長が検査の業務を実施すること。</u></p> <p>3 停止期日以降、該当労働局長において、引き続き実施する業務 以下の業務については、<u>停止期日以降も引き続き該当労働局長</u>が実施するものであること。</p> <p>(1) 法第 37 条第 1 項に基づく<u>特別特定機械等の製造許可</u>及びボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「ボイラー則」という。）第 4 条等に基づく製造許可に係る変更報告に関する</p>
--	--

業務。なお、製造のための設備の変更等、製造時等検査（以下単に「検査」という。）に関わる製造許可の変更については、該当労働局長が変更報告を受理し、申請者に副本を交付してから、登録機関に検査申請を行わせること。

(2) (略)

3・4 (略)

する業務。なお、製造のための設備の変更等、検査に関わる製造許可の変更については、該当労働局長が変更報告を受理し、申請者に副本を交付してから、登録機関に検査申請を行わせること。

(2) (略)

4・5 (略)

新旧対照表（指定外国検査機関が行う証明書作成業務の適正な実施について（平成 29 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 1 号））

新		旧	
(本文略)		(本文略)	
別紙		別紙	
機械等の区分	検査項目、検査の方法及び判定基準	機械等の区分	検査項目、検査の方法及び判定基準
労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号、以下「令」という。)第 12 条第 1 項第 1 号に規定するボイラー	<u>労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製造時等検査の方法（令和 8 年厚生労働省告示第 121 号。以下「製造告示」という。）別表第 1 の 3 による。</u>	労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号、以下「令」という。)第 12 条第 1 項第 1 号に規定するボイラー	<u>平成 17 年 4 月 1 日付け基発第 0401035 号「登録製造時検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適切な実施について」（以下「平成 17 年通達」という。）別紙 1 の表 5 による。</u>
令第 12 条第 1 項第 2 号に規定する第一種圧力容器	製造告示別表第 2 の 3 による。	令第 12 条第 1 項第 2 号に規定する第一種圧力容器	平成 17 年通達別紙 1 の表 6 による。
令第 12 条第 1 項第 4 号に規定する移動式クレーン	製造告示別表第 3 による。	令第 12 条第 1 項第 4 号に規定する移動式クレーン	別紙 1 による。
令第 12 条第 1 項第 8 号に規定するゴンドラ	製造告示別表第 4 による。	令第 12 条第 1 項第 8 号に規定するゴンドラ	別紙 2 による。
令第 14 条第 1 号に規定するゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの	<u>労働安全衛生法第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める個別検定の方法（令和 8 年厚生労働省告示第 122 号。以下「個別告示」という。）別表第 1 による。</u>	令第 14 条第 1 号に規定するゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの	<u>平成 17 年通達別紙 2 の表 1 による。ただし、「検定」は「検査」と読み替えるものとする。（以下同じ。）</u>
令第 14 条第 2 号に規定する第二種圧力容器	個別告示別表第 2 による。	令第 14 条第 2 号に規定する第二種圧力容器	平成 17 年通達別紙 2 の表 2 による。
令第 14 条第 3 号に規定する小型ボイラー	個別告示別表第 3 による。	令第 14 条第 3 号に規定する小型ボイラー	平成 17 年通達別紙 2 の表 2 による。
令第 14 条第 4 号に規定する小型圧力容器	個別告示別表第 4 による。	令第 14 条第 4 号に規定する小型圧力容器	平成 17 年通達別紙 2 の表 2 による。
令第 14 条の 2 第 1 号に規定するゴム、ゴム化合物又	<u>労働安全衛生法第五十四条の二において準用する同法第四十七条第三項の規定に</u>	令第 14 条の 2 第 1 号に規定するゴム、ゴム化合物又	平成 17 年通達別紙 3 の表 1 による。

は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの	<u>基づき厚生労働大臣が定める型式検定の方法（令和8年厚生労働省告示第107号。以下「型式告示」という。）別表第1</u> による。	は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの	
令第14条の2第2号に規定するプレス機械又はシャワーの安全装置	<u>型式告示別表第2</u> による。	令第14条の2第2号に規定するプレス機械又はシャワーの安全装置	<u>平成17年通達別紙3の表2</u> による。
令第14条の2第3号に規定する防爆構造電気機械器具	<u>型式告示別表第3の1又は別表3の2</u> による。	令第14条の2第3号に規定する防爆構造電気機械器具	<u>平成17年通達別紙3の表3</u> による。
令第14条の2第4号に規定するクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置	<u>型式告示別表第4</u> による。	令第14条の2第4号に規定するクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置	<u>平成17年通達別紙3の表4</u> による。
令第14条の2第5号に規定する防じんマスク	<u>型式告示別表第5</u> による。	令第14条の2第5号に規定する防じんマスク	<u>平成17年通達別紙3の表5</u> による。
令第14条の2第6号に規定する防毒マスク	<u>型式告示別表第6</u> による。	令第14条の2第6号に規定する防毒マスク	<u>平成17年通達別紙3の表6</u> による。
令第14条の2第7号に規定する木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの	<u>型式告示別表第7</u> による。	令第14条の2第7号に規定する木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの	<u>平成17年通達別紙3の表7</u> による。
令第14条の2第8号に規定する動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの	<u>型式告示別表第8</u> による。	令第14条の2第8号に規定する動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの	<u>平成17年通達別紙3の表8</u> による。
令第14の2第9号に規定する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	<u>型式告示別表第9</u> による。	令第14の2第9号に規定する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	<u>平成17年通達別紙3の表9</u> による。
令第14条の2第10号に	<u>型式告示別表第10</u> による。	令第14条の2第10号に	<u>平成17年通達別紙3の表10</u> による。

規定する絶縁用保護具		規定する絶縁用保護具	
令第 14 条の 2 第 11 号に規定する絶縁用防具	<u>型式告示別表第 11</u> による。	令第 14 条の 2 第 11 号に規定する絶縁用防具	<u>平成 17 年通達別紙 3 の表 11</u> による。
令第 14 条の 2 第 12 号に規定する保護帽のうち物体の飛来又は落下による危険を防止するためのもの。	<u>型式告示別表第 12 の 1</u> による。	令第 14 条の 2 第 12 号に規定する保護帽のうち物体の飛来又は落下による危険を防止するためのもの。	<u>平成 17 年通達別紙 3 の表 12 の 1</u> による。
令第 14 条の 2 第 12 号に規定する保護帽のうち墜落による危険を防止するためのもの。	<u>型式告示別表第 12 の 2</u> による。	令第 14 条の 2 第 12 号に規定する保護帽のうち墜落による危険を防止するためのもの。	<u>平成 17 年通達別紙 3 の表 12 の 2</u> による。
令第 14 条の 2 第 13 号及び第 14 号に規定する防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具	<u>型式告示別表第 13</u> による。	令第 14 条の 2 第 13 号に規定する電動ファン付き呼吸用保護具	<u>平成 17 年通達別紙 3 の表 13</u> による。

新旧対照表（高所作業車特定自主検査基準等の制定等について（令和7年12月26日付け基発1226第2号））

新	旧
<p>1・2 （略）</p> <p>3 細部事項</p> <p>（1）共通事項</p> <p>新基準は、旧指針における検査項目、検査方法及び判定基準を踏まえて所要の文言整理等を行ったものであり、以下（2）から（6）を除き、旧指針から検査項目等の趣旨が変わるものでないこと。</p> <p>特に、判定基準において「当該車体（又は機械）の構造及び性能に照らし、適正」等とされた項目については、特定自主検査を行う者が、当該車体又は機械の製造者が定める基準値の範囲等を確認し、これに基づき判定するものであること。やむを得ず、当該基準値等が確認できない場合は、同種車体又は機械の基準値その他の検査項目を適切に判定することができる基準値等に基づき判定する必要があること。</p> <p><u>また、駐車ブレーキの効き具合の検査について、20パーセントの勾配がある場所を確保することが困難な場合、適切な方法で制動力を確認する等により、引き続き検査が可能であること。</u></p> <p>（2）～（6） （略）</p> <p>4 関係通達の一部改正</p> <p><u>「検査代行機関等に関する規則の一部を改正する省令の施行について」（平成2年9月26日付け基発第584号）の別紙「検査機器一覧」中及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」（平成23年4月6日付け基発0406第3号）の記の第2の1の（2）中の「ノズルテスター」を削除する。</u></p>	<p>1・2 （略）</p> <p>3 細部事項</p> <p>（1）共通事項</p> <p>新基準は、旧指針における検査項目、検査方法及び判定基準を踏まえて所要の文言整理等を行ったものであり、以下（2）から（6）を除き、旧指針から検査項目等の趣旨が変わるものでないこと。</p> <p>特に、判定基準において「当該車体（又は機械）の構造及び性能に照らし、適正」等とされた項目については、特定自主検査を行う者が、当該車体又は機械の製造者が定める基準値の範囲等を確認し、これに基づき判定するものであること。やむを得ず、当該基準値等が確認できない場合は、同種車体又は機械の基準値その他の検査項目を適切に判定することができる基準値等に基づき判定する必要があること。</p> <p>（2）～（6） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

機関名	審査・検査・検定員の条件
<p>登録設計審査等機関 (安衛法別表第4の2関係)</p>	<p>1 安衛法別表第4の2第1号イ又はロの学科研修のうちボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラに係るものは、安衛法別表第6第1号イ等と一体的に実施して差し支えないものであること。なお、ボイラー又は第一種圧力容器いずれかのみ審査員となる場合、学科研修が審査員になろうとする対象機械等のみの範囲で同号イ又はロに掲げる時間以上行い、設計審査実習が審査員になろうとする対象機械等のみで1件以上である研修を修了する必要があること。</p> <p>2 安衛法別表第4の2第1号ハの「同等以上の知識経験を有する者」は、以下の各項に掲げる機械等ごとに各号に掲げる者が該当するものであること。このうち、(2)①ウ及びエ、②ウ及びエ、(3)①、⑤及び⑥、(4)③及び④、(5)①、⑤及び⑥並びに(6)③及び④については、安衛法別表第6第1号イ等と一体的に実施して差し支えないものであること。</p> <p>(1) 共通</p> <p>① 登録設計審査等機関において対象機械等の設計審査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>② 都道府県労働局において対象機械等の製造許可の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) ボイラー及び第一種圧力容器関係</p> <p>① ボイラー及び第一種圧力容器の審査員となる場合</p> <p>ア ボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修(同号イ(1)ニの科目のうち設計審査の方法に係るものに限る。)の時間が5時間以上であり、かつ、ボイラー又は第一種圧力容器の設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの</p> <p>イ 都道府県労働局においてボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>ウ 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者(工学に関する学科を修めて卒業した者を除く。以下この表において「大学等卒業者」という。)のうち、3年以上ボイラー等(ボイラー(※1)、第一種圧力容器(※2)、第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器をいう。以下同じ。)の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、ボイラー又は第一種圧力容器の設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの</p> <p>エ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者(工学に関する学科を修めて卒業した者を除く。以下この表において「高等学校等卒業者」という。)のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、ボイラー及び第一種圧力容器の設計審査実習が計3件以上であるものを修了したもの</p> <p>② ボイラー又は第一種圧力容器いずれかの審査員となる場合</p> <p>ア 審査員になろうとする対象機械等の製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修(同号イ(1)ニの科目のうち審査員になろうとする対象機械等に関する設計審査の方法に係るものに限る。)の時間が5時間以上であり、かつ、審査員になろうとする対象機械等の設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの</p>

イ 都道府県労働局において審査員になろうとする対象機械等の製造時等検査の業務に従事した経験を有する者

ウ 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、審査員になろうとする対象機械等の設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの

エ 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、審査員になろうとする対象機械等の設計審査実習が3件以上であるものを修了したもの

(3) クレーン及びデリック関係

① クレーン又はデリックの性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が110時間以上であり、かつ、クレーン又はデリックの設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの

② 労働基準監督署においてクレーン又はデリックの落成検査の業務に10年以上及び100件程度以上従事した経験を有する者

③ 工学関係大学等卒業者であって、クレーン又はデリックの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

ア クレーン又はデリックの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者

イ クレーン又はデリックの品質管理の責任者として3年以上、かつ10件以上の経験を有する者

④ 工学関係高等学校等卒業者であって、クレーン又はデリックの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

ア クレーン又はデリックの設計、製作又は検査の業務に15年以上従事した経験を有する者

イ クレーン又はデリックの品質管理の責任者として5年以上、かつ、15件以上の経験を有する者

⑤ 大学等卒業者のうち、3年以上クレーン又はデリックの設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、クレーン又はデリックの設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの

⑥ 高等学校等卒業者のうち、2年以上クレーン又はデリックの設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、クレーン及びデリックの設計審査実習が計3件以上であるものを修了したもの

(4) 移動式クレーン関係

① 移動式クレーンの製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修（同号イ（1）ニの科目のうち設計審査の方法に係るものに限る。）の時間が5時間以上であり、かつ、移動式クレーンの設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの

② 都道府県労働局において移動式クレーンの製造時等検査の業務に従事した経験を有する者

③ 大学等卒業者のうち、3年以上移動式クレーンの設計、製造、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、移動式クレーンの設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの

④ 高等学校等卒業者のうち、2年以上移動式クレーンの設計、製造、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、移動式クレーンの設計審査実習が3件以上であるものを修了したもの

(5) エレベーター及び建設用リフト関係

① エレベーターの性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が110時間以上であり、かつ、エレベーター又は建設用リフトの設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの

② 労働基準監督署においてエレベーター又は建設用リフトの落成検査の業務に10年以上及び100件程度以上従事した経験を有する者

③ 工学関係大学等卒業者であって、エレベーター又は建設用リフトの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

ア エレベーター又は建設用リフトの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者

イ エレベーター又は建設用リフトの品質管理の責任者として3年以上、かつ10件以上の経験を有する者

④ 工学関係高等学校等卒業者であって、エレベーター又は建設用リフトの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

ア エレベーター又は建設用リフトの設計、製作又は検査の業務に15年以上従事した経験を有する者

イ エレベーター又は建設用リフトの品質管理の責任者として5年以上、かつ、15件以上の経験を有する者

⑤ 大学等卒業者のうち、3年以上エレベーター又は建設用リフトの設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、エレベーター又は建設用リフトの設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの

⑥ 高等学校等卒業者のうち、2年以上エレベーター又は建設用リフトの設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、エレベーター及び建設用リフトの設計審査実習が計3件以上であるものを修了したもの

(6) ゴンドラ関係

① ゴンドラの製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修（同号イ（1）ニの科目のうち設計審査の方法に係るものに限る。）の時間が5時間以上であり、かつ、ゴンドラの設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの

② 都道府県労働局においてゴンドラの製造時等検査の業務に従事した経験を有する者

③ 大学等卒業者のうち、3年以上ゴンドラの設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、ゴンドラの設計審査実習が1件以上であるものを修了したもの

	<p>④ <u>高等学校等卒業者のうち、2年以上 Gondola の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第4の2第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、Gondola の設計審査実習が3件以上であるものを修了したもの</u></p>
<p>登録設計審査等機関 (安衛法別表第6関係)</p>	<p>1 <u>安衛法別表第6第1号イ又はロのうちボイラー及び第一種圧力容器の検査実習は、イであればそれぞれの機械等ごとに5件以上、ロであればそれぞれの機械等ごとに7件以上かつ計15件以上必要であること。また、ボイラー又は第一種圧力容器いずれかのみ検査員となる場合、学科研修が検査員になるうとする対象機械等のみの範囲で同号イ又はロに掲げる時間以上行い、検査実習が検査員になるうとする対象機械等のみで必要な件数以上である研修を修了する必要があること。</u></p> <p>2 <u>安衛法別表第6第1号ハの「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当するものであること。</u></p> <p>(1) <u>ボイラー及び第一種圧力容器関係</u></p> <p>① <u>ボイラー及び第一種圧力容器の検査員となる場合</u></p> <p>ア <u>ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修(同号イ(1)イ及びニの科目を除く。)の時間が110時間以上であり、かつ、ボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査の検査実習がそれぞれ5件以上であるものを修了したもの</u></p> <p>イ <u>都道府県労働局においてボイラー及び第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者</u></p> <p>ウ <u>登録設計審査等機関又は登録製造時等検査機関においてボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査に従事した経験を有する者</u></p> <p>エ <u>ボイラーの製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修(同号イ(1)イの科目のうち第一種圧力容器に係るものに限る。)の時間が20時間以上であり、かつ、第一種圧力容器の製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの</u></p> <p>オ <u>第一種圧力容器の製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修(同号イ(1)イ及びホの科目のうちボイラーに係るものに限る。)の時間が45時間以上であり、かつ、ボイラーの製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの</u></p> <p>カ <u>小型ボイラーの個別検定に係る検定員及び第二種圧力容器又は小型圧力容器の個別検定に係る検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が95時間以上であり、かつ、ボイラー及び第一種圧力容器の製造時等検査の検査実習がそれぞれ5件以上であるものを修了したもの</u></p> <p>キ <u>ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査に係る検査員、小型ボイラーの個別検定に係る検定員及び第二種圧力容器又は小型圧力容器の個別検定に係る検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修(同号イ(1)イ及びニの科目を除く。)の時間が80時間以上であり、かつ、ボイラー及び第一種圧力容器についての製造時等検査の検査実習がそれぞれ5件以上であるものを修了したもの</u></p> <p>ク <u>大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間</u></p>

以上であり、かつ、ボイラー及び第一種圧力容器についての製造時等検査の検査実習がそれぞれ5件以上であるものを修了したもの

ケ 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、ボイラー及び第一種圧力容器についての製造時等検査の検査実習がそれぞれ7件以上かつ計15件以上であるものを修了したもの

コ 安衛法別表第6第1号イ及びロ（1の場合を除く。）並びに（1）①ア及びエからケに掲げる者で、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「令和7年改正法」という。）附則第6条の登録製造時等検査機関が行った、それぞれ必要な製造時等検査に係る学科研修及び検査実習（令和7年改正法施行前に実施したものを含む。）を修了したもの

②ボイラーのみの検査員となる場合

ア ボイラーの性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修（同号イ（1）イ及びニの科目を除く。）の時間が110時間以上であり、かつ、ボイラーの製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの

イ 都道府県労働局においてボイラーの検査の業務に従事した経験を有する者

ウ 整備法の施行前に旧安衛法第38条第1項の規定により、製造時等検査代行機関が行うボイラーの製造時等検査に従事した経験を有する者

エ 登録設計審査等機関又は登録製造時等検査機関において、ボイラーの製造時等検査に従事した経験を有する者

オ 工学関係大学等卒業者であって、ボイラー（※1）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

（ア）ボイラー（※1）の設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者

（イ）ボイラー（※1）の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者

カ 工学関係高等学校等卒業者であって、ボイラー（※1）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

（ア）ボイラー（※1）の設計、製作又は検査の業務に15年以上従事した経験を有する者

（イ）ボイラー（※1）の品質管理の責任者として5年以上、かつ15件以上の経験を有する者

キ 小型ボイラーの個別検定に係る検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が95時間以上であり、かつ、ボイラーの製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの

ク ボイラーの性能検査に係る検査員及び小型ボイラーの個別検定に係る検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修（同号イ（1）イ及びニの科目を除く。）の時間が80時間以上であり、かつ、ボイラーについての製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの

ケ 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、ボイラーについての製造時等検査の検査実習が10件以上であるものを修了したもの

コ 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、ボイラーについての製造時等検査の検査実習が15件以上であるものを修了したもの

サ 1のうちボイラーの検査員になろうとする者並びに(2)②ア及びキからコまでに掲げる者で、令和7年改正法附則第6条の登録製造時等検査機関が行った、それぞれ必要な製造時等検査に係る学科研修及び検査実習(令和7年改正法施行前に実施したものを含む。)を修了したもの

③ 第一種圧力容器のみの検査員となる場合

ア 第一種圧力容器の性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修(同号イ(1)イ及びニの科目を除く。)の時間が110時間以上であり、かつ、第一種圧力容器についての製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの

イ 都道府県労働局において第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者

ウ 登録設計審査等機関又は登録製造時等検査機関において、ボイラーの製造時等検査に従事した経験を有する者

エ 工学関係大学等卒業者であって、第一種圧力容器(※2)の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

(ア) 第一種圧力容器(※2)の設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者

(イ) 第一種圧力容器(※2)の品質管理の責任者として3年以上、かつ10件以上の経験を有する者

オ 工学関係高等学校等卒業者であって、第一種圧力容器(※2)の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

(ア) 第一種圧力容器(※2)の設計、製作又は検査の業務に15年以上従事した経験を有する者

(イ) 第一種圧力容器(※2)の品質管理の責任者として5年以上、かつ、15件以上の経験を有する者

カ 第二種圧力容器又は小型圧力容器の個別検定に係る検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が95時間以上であり、かつ、第一種圧力容器の製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの

キ 第一種圧力容器の性能検査員及び第二種圧力容器又は小型圧力容器の個別検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、第一種圧力容器の製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの

ク 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、第一種圧力容器についての製造時等検査の検査実習が10件以上であるものを修了したもの

ケ 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が210

時間以上であり、かつ、第一種圧力容器についての製造時等検査の検査実習が15件以上であるものを修了したもの

コ 1のうち第一種圧力容器の検査員になろうとする者並びに(2)②ア及びカからケまでに掲げる者で、令和7年改正法附則第6条の登録製造時等検査機関が行った、それぞれ必要な製造時等検査に係る学科研修及び検査実習(令和7年改正法施行前に実施したものを含む。)を修了したもの

(2) 移動式クレーン関係

① 移動式クレーンの性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修(同号イ(1)イ及びニの科目を除く。)の時間が110時間以上であり、かつ、移動式クレーンの製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの

② 都道府県労働局において移動式クレーンの製造時等検査の業務に従事した経験を有する者

③ 登録設計審査等機関において移動式クレーンの製造時等検査に従事した経験を有する者

④ 工学関係大学等卒業者であって、移動式クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

ア 移動式クレーンの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者

イ 移動式クレーンの品質管理の責任者として3年以上、かつ10件以上の経験を有する者

⑤ 工学関係高等学校等卒業者であって、移動式クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

ア 移動式クレーンの設計、製作又は検査の業務に15年以上従事した経験を有する者

イ 移動式クレーンの品質管理の責任者として5年以上、かつ、15件以上の経験を有する者

⑥ 大学等卒業者のうち、3年以上移動式クレーンの設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、移動式クレーンについての製造時等検査の検査実習が10件以上であるものを修了したもの

⑦ 高等学校等卒業者のうち、2年以上移動式クレーンの設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、移動式クレーンについての製造時等検査の検査実習が15件以上であるものを修了したもの

(3) ゴンドラ関係

① ゴンドラの性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修(同号イ(1)イ及びニの科目を除く。)の時間が110時間以上であり、かつ、ゴンドラの製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの

② 都道府県労働局においてゴンドラの製造時等検査の業務に従事した経験を有する者

③ 登録設計審査等機関においてゴンドラの製造時等検査に従事した経験を有する者

④ 工学関係大学等卒業者であって、ゴンドラの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

ア ゴンドラの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者

イ ゴンドラの品質管理の責任者として3年以上、かつ10件以上の経験を有する者

⑤ 工学関係高等学校等卒業者であって、ゴンドラの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

	<p>ア ゴンドラの設計、製作又は検査の業務に15年以上従事した経験を有する者</p> <p>イ ゴンドラの品質管理の責任者として5年以上、かつ、15件以上の経験を有する者</p> <p>⑥ 大学等卒業者のうち、3年以上ゴンドラの設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、ゴンドラについての製造時等検査の検査実習が10件以上であるものを修了したもの</p> <p>⑦ 高等学校等卒業者のうち、2年以上ゴンドラの設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号イの研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、ゴンドラについての製造時等検査の検査実習が15件以上であるものを修了したもの</p>
<p>登録性能検査機関 (安衛法別表第9関係)</p>	<p>1 表の「別表第一第一号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー(※1)の取扱い、検査、保守等の業務に10年以上従事した経験(うち3年以上はボイラー取扱作業主任者としての経験)を有し、かつ、それぞれ安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの</p> <p>(2) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてボイラーの検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、ボイラーについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 工学関係大学等卒業者であって、ボイラー(※1)の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者</p> <p>① ボイラー(※1)の設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者</p> <p>② ボイラー(※1)の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者</p> <p>(5) 工学関係高等学校等卒業者であって、ボイラー(※1)の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者</p> <p>① ボイラー(※1)の設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者</p> <p>② ボイラー(※1)の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者</p> <p>(6) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー(※1)の取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験(うち3年以上はボイラー取扱作業主任者としての経験)を有し、かつ、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの</p> <p>(7) 大学等卒業者のうち、10年以上ボイラー(※1)の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上ボイラー(※1)の検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの</p> <p>(8) 高等学校等卒業者のうち、12年以上ボイラー(※1)の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上ボイラー(※1)の検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの</p> <p>(9) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの</p>

- (10) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が400件以上であるものを修了したもの
- 2 表の「別表第一第二号及び第三号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」（安衛法別表第1第2号に掲げる機械等に係る検査員に限る。）については、次に掲げる者が該当するものであること。
- (1) 特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー（※1）の取扱い、検査、保守等の業務に10年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者としての経験）を有し、かつ、それぞれ安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの
- (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署において第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者
- (3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、第一種圧力容器について、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
- (4) 工学関係大学等卒業者であって、第一種圧力容器（※2）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 第一種圧力容器（※2）の設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
 - ② 第一種圧力容器（※2）の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (5) 工学関係高等学校等卒業者であって、第一種圧力容器（※2）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 第一種圧力容器（※2）の設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
 - ② 第一種圧力容器（※2）の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (6) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー（※1）の取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者としての経験）を有し、かつ、（1）に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (7) 大学等卒業者のうち、10年以上第一種圧力容器（※2）の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上第一種圧力容器（※2）の検査の業務に従事した経験を有する者で、（1）に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (8) 高等学校等卒業者のうち12年以上第一種圧力容器（※2）の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上第一種圧力容器（※2）の検査の業務に従事した経験を有する者で、（1）に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (9) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者であって、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が100件以上であるものを修了したもの
- (10) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの

3 表の「別表第一第二号及び第三号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」（安衛法別表第1第3号に掲げる機械等に係る検査員に限る。）については、次に掲げる者が該当するものであること。

(1) クレーン運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、クレーン又は移動式クレーンの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの

(2) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてクレーンの検査の業務に従事した経験を有する者

(3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、クレーンについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者

(4) 工学関係大学等卒業者であって、クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

① クレーンの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者

② クレーンの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者

(5) 工学関係高等学校等卒業者であって、クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者

① クレーンの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者

② クレーンの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者

(6) 大学等卒業者のうち10年以上クレーンの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの

(7) 高等学校等卒業者のうち12年以上クレーンの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの

(8) 大学等卒業者のうち、3年以上クレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又はゴンドラをいう。以下同じ。）の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が100件以上であるものを修了したもの

(9) 高等学校等卒業者のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの

4 表の「別表第一第四号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当するものであること。

(1) クレーン運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、クレーン又は移動式クレーンの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの

(2) 都道府県労働局又は労働基準監督署において移動式クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者

- (3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、移動式クレーンについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
- (4) 工学関係大学等卒業生であって、移動式クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 移動式クレーンの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
 - ② 移動式クレーンの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (5) 工学関係高等学校等卒業生であって、移動式クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 移動式クレーンの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
 - ② 移動式クレーンの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (6) 大学等卒業生のうち10年以上移動式クレーンの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上移動式クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (7) 高等学校等卒業生のうち12年以上移動式クレーンの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上移動式クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (8) 大学等卒業生のうち、3年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が40件以上であるものを修了したもの
- (9) 高等学校等卒業生のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が80件以上であるものを修了したもの
- 5 表の「別表第一第五号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当するものであること。
- (1) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を受けた者で、クレーン、移動式クレーン又はデリックの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験(うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験)を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの
 - (2) クレーン又は移動式クレーンの性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が3件以上であるものを修了したもの
 - (3) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてデリックの検査の業務に従事した経験を有する者
 - (4) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、デリックについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
 - (5) 工学関係大学等卒業生であって、デリックの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
 - ① デリックの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
 - ② デリックの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者

- (6) 工学関係高等学校等卒業生であって、デリックの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① デリックの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
 - ② デリックの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (7) 大学等卒業生のうち、10年以上デリックの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上デリックの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (8) 高等学校等卒業生のうち、12年以上デリックの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上デリックの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (9) 大学等卒業生のうち、3年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が30件以上であるものを修了したもの
- (10) 高等学校等卒業生のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が60件以上であるものを修了したもの
- 6 表の「別表第一第六号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当するものであること。
- (1) クレーン運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、クレーン又は移動式クレーンの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの
 - (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてエレベーターの検査の業務に従事した経験を有する者
 - (3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、エレベーターについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
 - (4) 工学関係大学等卒業生であって、エレベーターの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
 - ① エレベーターの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
 - ② エレベーターの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
 - (5) 工学関係高等学校等卒業生であって、エレベーターの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
 - ① エレベーターの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
 - ② エレベーターの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
 - (6) 大学等卒業生のうち、10年以上エレベーターの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上エレベーターの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
 - (7) 高等学校等卒業生のうち、12年以上エレベーターの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上エレベーターの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの

	<p>(8) 大学等卒業者のうち、3年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が20件以上であるものを修了したもの</p> <p>(9) 高等学校等卒業者のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が40件以上であるものを修了したもの</p> <p>7 表の「別表第一第八号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) クレーン運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、クレーン又は移動式クレーンの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの</p> <p>(2) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてゴンドラの検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、ゴンドラについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 工学関係大学等卒業者であって、ゴンドラの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者</p> <p>① ゴンドラの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者</p> <p>② ゴンドラの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者</p> <p>(5) 工学関係高等学校等卒業者であって、ゴンドラの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者</p> <p>① ゴンドラの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者</p> <p>② ゴンドラの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者</p> <p>(6) 大学等卒業者のうち、10年以上ゴンドラの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上ゴンドラの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの</p> <p>(7) 高等学校等卒業者のうち、12年以上ゴンドラの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上ゴンドラの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの</p> <p>(8) 大学等卒業者のうち、3年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの</p> <p>(9) 高等学校等卒業者のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が20件以上であるものを修了したもの</p>
<p>登録個別検定機関（安衛</p>	<p>1 表の「別表第三第一号に掲げる機械等」（以下、本号において「対象機械等」という。）の項の中欄の第3号に規定する「前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」には、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 厚生労働省又は都道府県労働局において対象機械等の個別検定の業務に従事した経験を有する者</p>

法別表
第 12
関係)

- (2) 整備法の施行前に旧安衛法第 44 条第 1 項の規定により、対象機械等について、個別検定代行機関が行う個別検定に従事した経験を有する者
- (3) 大学等卒業者のうち、5 年以上対象機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者
- (4) 高等学校等卒業者のうち、7 年以上対象機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者
- 2 表の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第 1 号に掲げる「個別検定を行うおとする機械等」に係る業務の経験について、ボイラー及び第一種圧力容器に係る当該経験も含めて差し支えないこと。
- 3 表の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第 5 号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」（別表第 3 第 2 号に掲げる機械等に係る検定員に限る。）には、次に掲げる者が該当するものであること。
- (1) 次の①又は②に掲げる者で、それぞれ、安衛法別表第 12 の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第 1 号に掲げる研修（以下この表において「短期研修」という。）を修了したもの
- ① ボイラー又は第一種圧力容器の性能検査に係る検査員の要件を有する者
 - ② 特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に 6 年以上従事した経験（うち 3 年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有するもの
- (2) ボイラー又は第一種圧力容器の製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、短期研修を修了したもの
- (3) 厚生労働省又は都道府県労働局において第二種圧力容器の個別検定の業務に従事した経験を有する者又は都道府県労働局においてボイラー及び第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者
- (4) 整備法の施行前に旧安衛法第 44 条第 1 項の規定により、第二種圧力容器について、個別検定代行機関が行う個別検定に従事した経験を有する者
- (5) 工学関係大学等卒業者であって、第二種圧力容器の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 第二種圧力容器の設計、製作又は検査の業務に 3 年以上従事した経験を有する者
 - ② 第二種圧力容器の品質管理の責任者として 2 年以上、かつ、20 件以上の経験を有する者
- (6) 工学関係高等学校等卒業者であって、第二種圧力容器の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 第二種圧力容器の設計、製作又は検査の業務に 5 年以上従事した経験を有する者
 - ② 第二種圧力容器の品質管理の責任者として 2 年以上、かつ、20 件以上の経験を有する者
- (7) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に 9 年以上従事した経験（うち 3 年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、第二種圧力容器の短期研修を修了したものの
- (8) 大学等卒業者のうち、6 年以上第二種圧力容器の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は 4 年以上第二種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者で、第二種圧力容器の短期研修を修了したもの

- (9) 高等学校等卒業者のうち、7年以上第二種圧力容器の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上第二種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者で、第二種圧力容器の短期研修を修了したもの
- (10) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの
- (11) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が400件以上であるものを修了したもの
- 4 表の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」（安衛法別表第3第3号に掲げる機械等に係る検定員に限る。）には、次に掲げる者が該当するものであること。
- (1) 次の①又は②に掲げる者で、小型ボイラーの短期研修を修了したもの
- ① ボイラー又は第一種圧力容器の性能検査に係る検査員の資格を有する者
 - ② 特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に6年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有するもの
- (2) ボイラー又は第一種圧力容器の製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、短期研修を修了したもの
- (3) 第二種圧力容器に係る検定員の資格を有する者で、小型ボイラーの短期研修を修了したもの
- (4) 厚生労働省又は都道府県労働局において小型ボイラーの個別検定の業務に従事した経験を有する者又は都道府県労働局においてボイラー及び第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者
- (5) 整備法の施行前において旧安衛法第44条第1項の規定により、小型ボイラーについて、個別検定代行機関が行う個別検定に従事している者
- (6) 工学関係大学等卒業者であって、小型ボイラーの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 小型ボイラーの設計、製作又は検査の業務に3年以上従事した経験を有する者
 - ② 小型ボイラーの品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者
- (7) 工学関係高等学校等卒業者であって、小型ボイラーの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 小型ボイラーの設計、製作又は検査の業務に5年以上従事した経験を有する者
 - ② 小型ボイラーの品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者
- (8) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に9年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、小型ボイラーの短期研修を修了したもの
- (9) 大学等卒業者のうち、6年以上小型ボイラーの設計、製作又は据付けの業務に従事した経験又は4年以上小型ボイラーの検査の業務に従事した経験を有する者で、小型ボイラーの短期研修を修了したもの

- (10) 高等学校等卒業者のうち、7年以上小型ボイラーの設計、製作又は据付けの業務に従事した経験又は5年以上小型ボイラーの検査の業務に従事した経験を有する者で、小型ボイラーの短期研修を修了したもの
- (11) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの
- (12) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が400件以上であるものを修了したもの
- 5 表の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」（安衛法別表第3第4号に掲げる機械等に係る検定員に限る。）には、次に掲げる者が該当するものであること。
- (1) 次の①又は②に掲げる者で、それぞれ、小型圧力容器の短期研修を修了したもの
- ① ボイラー又は第一種圧力容器の性能検査に係る検査員の要件を有する者
- ② 特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に6年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有するもの
- (2) ボイラー又は第一種圧力容器の製造時等検査に係る検査員の要件を有する者で、短期研修を修了したもの
- (3) 第二種圧力容器に係る検定員の要件を有する者で、小型圧力容器の短期研修を修了したもの
- (4) 厚生労働省又は都道府県労働局において小型圧力容器の個別検定の業務に従事した経験を有する者又は都道府県労働局においてボイラー及び第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者
- (5) 整備法の施行前に旧安衛法第44条第1項の規定により、小型圧力容器について、個別検定代行機関が行う個別検定に従事した経験を有する者
- (6) 工学関係大学等卒業者であって、小型圧力容器の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 小型圧力容器の設計、製作又は検査の業務に3年以上従事した経験を有する者
- ② 小型圧力容器の品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者
- (7) 工学関係高等学校等卒業者であって、小型圧力容器の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 小型圧力容器の設計、製作又は検査の業務に5年以上従事した経験を有する者
- ② 小型圧力容器の品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者
- (8) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に9年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、小型圧力容器の短期研修を修了したもの
- (9) 大学等卒業者のうち、6年以上小型圧力容器の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は4年以上小型圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者で、小型圧力容器の短期研修を修了したもの

	<p>(10) 高等学校等卒業者のうち、7年以上小型圧力容器の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上小型圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者で、小型圧力容器の短期研修を修了したもの</p> <p>(11) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの</p> <p>(12) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が400件以上であるものを修了したもの</p>
<p>登録型式検定機関 (安衛法別表第15関係)</p>	<p>1 安衛法別表第15第1号の(三)に規定する「同等以上の知識経験を有する者」には、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 安衛法別表第4の区分に応じ厚生労働省において当該区分に係る型式検定対象機械等の型式検定の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 整備法の施行前に旧安衛法第44条の2第1項の規定により、型式検定対象機械等の区分に応じ、型式検定代行機関が行う型式検定に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 大学等卒業者のうち、5年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 高等学校等卒業者のうち、7年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者</p>

(備考)

- 1 ボイラー(※1)は、安衛法が適用されるボイラーのほか、電気事業法又は船舶安全法が適用されるものを含む。
- 2 第一種圧力容器(※2)は、安衛法が適用される第一種圧力容器のほか、電気事業法、船舶安全法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律が適用されるものを含む。
- 3 工学関係大学等卒業者は、独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者(工学に関する学科を修めた者に限る。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。
- 4 大学等卒業者は、独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。
- 5 高等学校等卒業者は、学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。

設計審査等の審査員・検査員の養成に係る学科研修の科目別標準時間数

設計審査の審査員（単位 時間）

科目	対象機械等の構造	材料及び試験方法	工作及び試験方法	附属装置及び附属品	関係法令、強度計算方法及び検査基準	合計
対象となる場合						
安衛法別表第4の2第1号イ、本通達別添2の2(2)①ウ、②ウ(3)⑤、(4)③、(5)⑤及び(6)③の学科研修(160時間以上)	20	10	70	10	50	160
安衛法別表第4の2第1号ロ、本通達別添2の2(2)①エ、②エ(3)⑥、(4)④、(5)⑥及び(6)④の学科研修(210時間以上)	25	15	90	15	65	210
本通達別添2の2(2)①ア、②ア、(4)①及び(6)①の学科研修(5時間以上)					5	5
本通達別添2の2(3)①ア及び(5)①の学科研修(110時間以上)		10	70		30	110

製造時等検査の検査員（単位 時間）

科目	対象機械等の構造	材料及び試験方法	工作及び試験方法	附属装置及び附属品	関係法令、強度計算方法及び検査基準	合計
対象となる場合						
安衛法別表第6第1号イ、本通達別添2の2(1)②ケ、③ク、(2)⑥及び(3)⑥の学科研修(160時間以上)	20	10	70	10	50	160
安衛法別表第6第1号ロ、本通達別添2の2(1)②コ、③ケ、(2)⑦及び(3)⑦の学科研修(210時間以上)	25	15	90	15	65	210
本通達別添2の2(1)①ア、②ア、③ア、(2)①及び(3)①の学科研修(110時間以上)		10	70		30	110
本通達別添2の2(1)①エ及びオの学科研修(45時間以上)	20				25	45
本通達別添2の2(1)①カ、②キ及び③カの学科研修(95時間以上)	10	5	65	5	10	95
本通達別添2の2(1)①キ、②ク及び③キの学科研修(80時間以上)		5	65		10	80

(備考)

- 1 設計審査の審査員と製造時等検査の検査員の研修は、「関係法令、強度計算及び検査基準」のうち安衛法第47条第3項に規定する方法に関する事項を除き、一体的に実施して差し支えないこと。
- 2 「対象機械等の構造」には、ボイラー及び第一種圧力容器等の場合いずれの機械等の構造も含まれること。
- 3 「工作及び試験方法」には、放射線検査、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験及びひずみ測定試験に関する事項、品質管理方法が含まれること。
- 4 「附属装置及び附属品」には、自動制御装置に関する事項が含まれること。
- 5 「関係法令、強度計算及び検査基準」には、安衛法第47条第3項に規定する方法に関すること、検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置、検査に係る事務処理及び検査員としての心構えが含まれること。

別添6 (最終改正：令和8年3月31日)

機関名	審査長・検査長・主任検定員の条件
<p>登録設計審査等機関 (安衛法別表第4の3関係)</p>	<p>1 安衛法別表第4の3第1号及び第2号の「設計審査の業務」(2において同じ。)には、都道府県労働局における製造許可の審査の業務が含まれること。</p> <p>2 安衛法別表第4の3第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者(以下「大学等卒業者」という。)で、13年以上対象機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は対象機械等に係る設計審査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者(以下「高等学校等卒業者」という。)で、17年以上対象機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は対象機械等に係る設計審査の業務に従事した経験を有する者</p>
<p>登録設計審査等機関 (安衛法別表第7関係)</p>	<p>1 安衛法別表第7第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 大学等卒業者で、13年以上対象機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は対象機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 高等学校等卒業者で、17年以上対象機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は対象機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有する者</p>
<p>登録性能検査機関(安衛法別表第10関係)</p>	<p>1 安衛法別表第10第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 大学等卒業者で、13年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 高等学校等卒業者で、17年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有する者</p>
<p>登録個別検定機関(安衛法別表第13関係)</p>	<p>1 安衛法別表第13第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 大学等卒業者で、13年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 高等学校等卒業者で、17年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有する者</p>
<p>登録型式検定機関(安衛法別表第16関係)</p>	<p>1 安衛法別表第16第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 大学等卒業者で、13年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 高等学校等卒業者で、17年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有する者</p>

(備考)

- 1 大学等卒業者は、独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。
- 2 高等学校等卒業者は、学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。